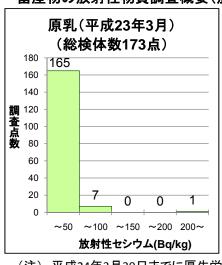


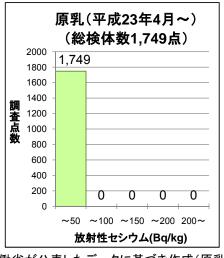
各品目の対応 (3) 畜産物

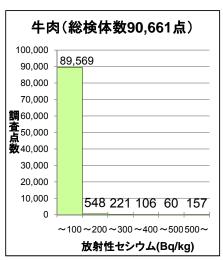
畜産物の放射性物質調査結果(23年度末まで)①

- 原乳については、原発事故当初に200 Bq/kgを超過したものがあったが、平成 23年4月以降は全て50 Bq/kg以下。
- 牛肉については、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の給与により500 Bq/kgを超過。

畜産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)







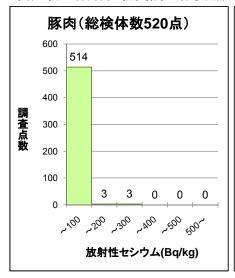
(注) 平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成(原乳は平成24年4月3日まで)。

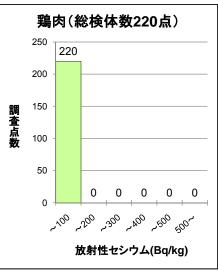
21

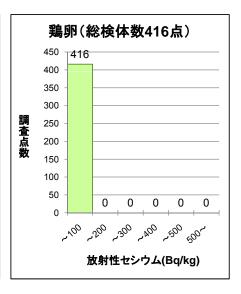
畜産物の放射性物質調査結果(23年度末まで)②

豚、鶏はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、これまで調査した豚肉・ 鶏肉・鶏卵については大部分(99%)が100 Bg/kg以下。

畜産物の放射性物質調査概要(放射性セシウム)







(注) 平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。

畜産物に関する取組

- 畜産物については、
 - ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
 - ② 放射性物質調査により、安全性を確保。

23

畜産物に関する取組(飼養管理)

飼料の暫定許容値の改訂

○ 食品の新基準値(食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg)を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値(Bq/kg) 新暫定許容値(Bq/kg	
牛	300*	100
豚	300	80
鶏	300	160
養殖魚	100	40

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000 Bg/kg。

家畜の飼養管理等の指導

- 1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)への速やかな 切替え
- 2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進
- 3. 代替飼料確保や牧草地の除染対策の支援

ว4

畜産物に関する取組(調査)

- 放射性物質調査の強化
 - ① 牛肉の全頭・全戸調査 これまで出荷制限対象4県(岩手、宮城、福島、栃木) に限定し、出荷の条件として全頭・全戸調査を実施
 - → 茨城、群馬、千葉でも、モニタリング調査として 全戸調査を実施
 - ② 乳の調査頻度 これまで2週間に1度調査を実施
 - → 7県(岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉)では、1週間に1度に強化

25

平成24年4月以降の検査結果(9月30日現在)

• 平成24年4月以降、基準値を超過したものは豚肉1点のみ。

	検査点数	基準値 ^{注1} 超 過点数	超過割合
原乳	1, 016	0	0 %
牛 肉	65, 066	0	0 %
豚 肉	426	1	0.23 %
鶏肉	141	0	0 %
鶏卵	220	0	0 %

⁽注1) 原乳の基準値は50 Bq/kg。牛肉は経過措置のため平成24年9月30日まで500Bq/kg。 その他の基準値は100 Bg/kg。

⁽注2) 平成24年9月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき集計。

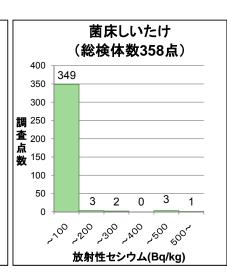
各品目の対応 (4) 特用林産物(きのこ等)

27

きのこ等の特用林産物のモニタリングの状況について

きのこ等の特用林産物の食品モニタリングの検査結果をみると、 100 Bq/kgを超えるものは、原木しいたけでは全検査点数の 約33%、山菜では全検査点数の約26%。







(注) 平成24年3月30日までに厚生労働省が公表したデータに基づき作成。